

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例（令和7年1月1日京都市条例第13号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

休館日及び実習室の名称を変更する必要があるため、京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第13号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第4条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 プラザの休館日は、8週につき8日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日である1月1日を含む。）並びに同月2日から同月5日まで及び12月27日から同月31日までを標準として、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。

別表実習室の項中「実習室」を「多目的室」に、「調理学習室」を「多目的室A」に、「工芸学習室」を「多目的室B」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市久我の杜生涯学習プラザ条例第4条の規定による承認の申請その他開館時間を変更し、又は休館日を定めるために必要な準備行為及び使用の許可の申請その他多目的室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅政策課)